

1 議会基本条例の制定に向けて

(1) 立法機関としての議会のあり方について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、立法機関としての議会のあり方について前回の委員会における確認事項を追加した正副委員長案を提示し承認された。

(2) 会議の原則公開（公の会議の位置付け）について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、会議の原則公開（公の会議の位置付け）について意見交換を行い、全員協議会を公の会議に位置付け、公開していくことを確認した。また、常任委員長会議及び議会報編集委員会議の取り扱いについて会派に持ち帰り、次回の委員会で再度検討することとした。

【会議の原則公開（公の会議の位置付け）についての主な意見】

- 常任委員長会議及び議会報編集委員会議の位置付けについても、再度協議していきたい。
- 本日、この場での常任委員長会議及び議会報編集委員会議の協議は難しい。

3 その他

- ・ 委員長により議会報告会実行委員会からの報告を報告した。
- ・ 委員長から議会報告会の写真及び映像を事務局において保管し、貸し出しができることを連絡した。
- ・ 委員長から、議会運営委員会から議会改革特別委員会に検討依頼のあった「請願の代表者をお呼びし、請願内容の説明と意見交換を行う機会を積極的に設けてはどうか」という件を協議することについて提案があり、議会運営委員会において発言をした中村委員からの説明の後、本委員会で協議することが確認された。また、次回の委員会で再度検討することとした。

【請願に係る内容説明と意見交換を行う機会についての主な意見】

- 積極的な実施を図るのであれば、実効性を高めるために、議会基本条例に明記すべきである。
- 地方自治法の改正により本会議でも参考人制度が活用できるということであれば、委員会に参考人を呼んだ場合に、本会議にも呼ぶ必要があるかどうかについても、本市議会の実施方法として検討する必要がある。
- 議事録に残ることや会議の公開性という観点から参考人制度を活用したほうがよい。また、参考人への実費弁償も支払うことができる。